



地 市 第 661号
令 和 4 年 12 月 22 日

静岡県本人確認情報保護審議会 会長 様

静岡県知事 川勝 平太



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用について(諮問)

住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に基づき、次の事務において本人確認情報を利用したいので、同法第30条の40第2項の規定により諮問します。

- 1 対象とする事務 生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護等に準じた措置の実施に関する事務

住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

(市町行財政課)

1 概要

生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護等に準じた措置の実施に関する事務（下表の事務）において、マイナンバーの利用及び住民基本台帳ネットワークシステムを通じた本人確認を可能とするため、番号利用条例及び住基ネット利用条例を改正する。

事 務	概 要
生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護等に準じた措置の実施に関する事務	生活に困窮した外国人に、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するもの

2 改正理由

令和6年3月にマイナンバーカードを利用した『医療扶助のオンライン資格確認』の本格運用が開始(予定)されることに伴い、番号利用条例への独自利用事務の追加が国により求められている。加えて、生活に困窮する県内在住外国人に対する生活保護の決定について、日本人と同様にマイナンバーを利用した課税情報等の把握を可能とする。

これに併せて、当該事務において住基ネットの利用を可能とするため、条例に事務を追加する。

3 効果

(1) 住基ネット利用の効果

申請者の本人確認の実施（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しの提示等、本人から直接確認すること）が困難な場合等、住基ネットを利用することで、円滑な事務処理が可能となる。

(2) マイナンバー利用の効果

マイナンバーを利用することで、県民（申請者等）にとっては年金受給証明書等の提出を省略できるため、申請の手間や負担等が軽減され、市町や年金事務所では各種証明書類の発行事務が不要となり、県では審査に必要となる情報を直接、電子データで取得でき、また、医療扶助の実施においては、医療券等の発行が省略されるなど、県民の負担軽減や行政の効率化が図られる。

4 条例改正のスケジュール（案）

事 務	12 月	1 月	2 月	3 月
県民意見募集手続（※）	→			
本人確認情報保護審議会	●			
県議会定例会への条例案上程		→	→●	

※令和4年12月2日（金）から12月21日（水）まで

マイナンバーを利用する事務の概要

制度名称	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護等に準じた措置の実施に関する事務
事務の目的	・生活に困窮した外国人に、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
保護の種類等	<生活保護の保護の種類（8種類）> 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助 <生活保護法に基づく給付金> 就労自立給付金、進学準備給付金
対象者	生活に困窮する県内在住外国人
対象者数	332人（令和3年度実績、年間延べ人数）
法	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
県細則	生活保護法施行細則（昭和二十八年静岡県規則第七十二号）
支給条件等	最低生活費を収入認定額が下回っていること。 ・保護の補足性の原理※に基づき、他法他施策を活用する。 ・最低生活費は厚生労働大臣が定める基準（保護基準）により算定する。
財源	県費 1/4、国費 3/4
確認事項 （個人番号利用）	所得税額、年金給付関係情報等
確認事項の 目的	保護の要否判定及び保護費支給額の算定に用いる情報の取得のため

※生活困窮者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として保護を行う。

【参考】

● 保護の要否判定

最低生活費 > 収入認定額 → 保護開始

最低生活費 < 収入認定額 → 保護申請却下又は保護廃止

● 保護費支給額の算定イメージ（程度の決定）

最低生活費（184,630円/月額※）－収入認定額＝支給額

収入認定額	支給額
最低生活費（生活扶助、児童養育加算、住宅扶助等）	

※金額はモデル世帯（3名：33歳、29歳、4歳／3級地-2）

● 実施主体（実施機関）

地域	実施機関	事務所数
郡部	県健康福祉センター（賀茂・東部・中部）	3

※県は郡部のみで、市部は各市福祉事務所が実施機関となる。

外国人生活困窮者に対して行われる生活保護措置事務における マイナンバーの利用について

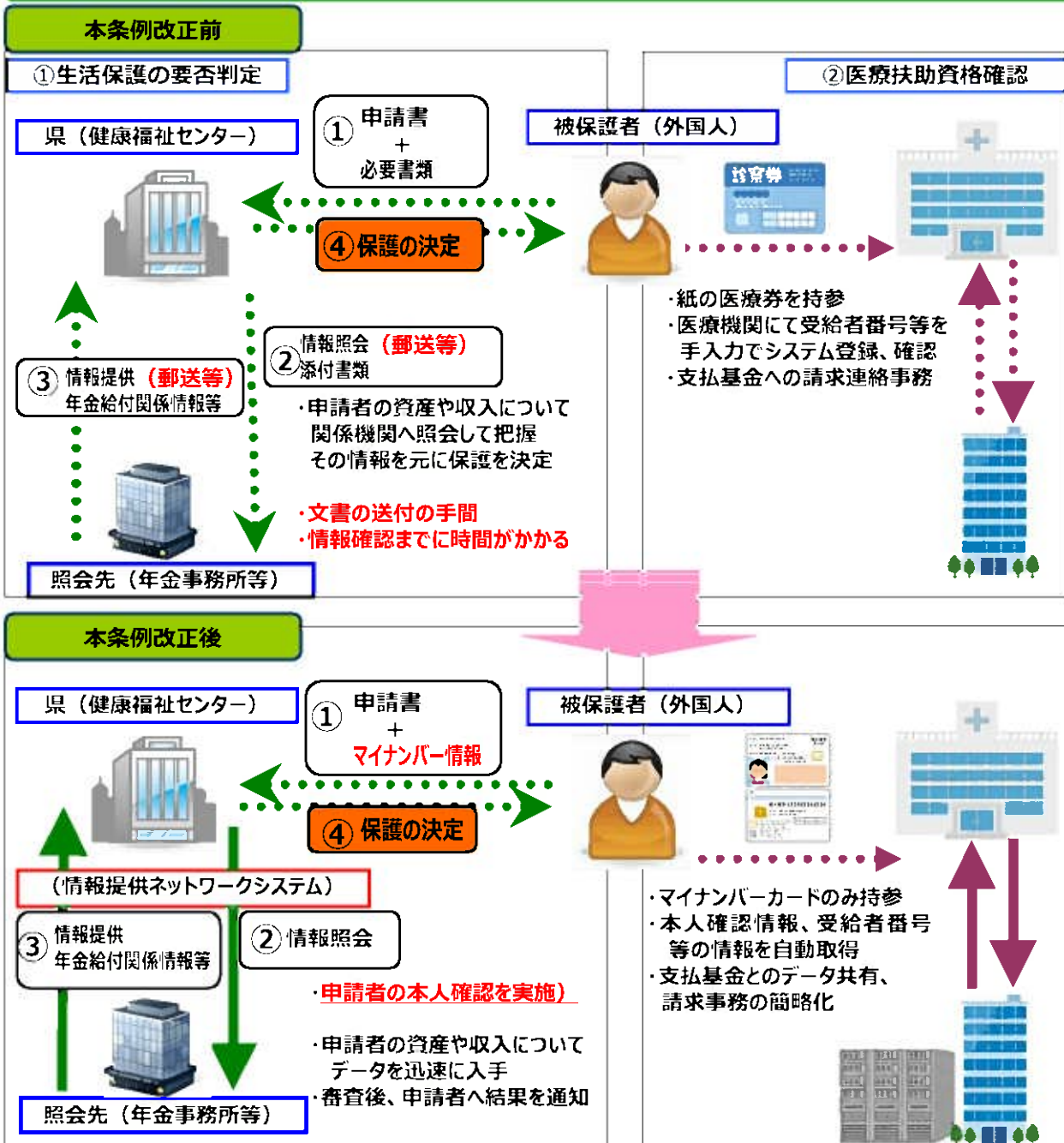
1 外国人生活困窮者に対して行われる生活保護措置について

静岡県は、生活に困窮した外国人に必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、国と連携し、生活保護措置を行っている。

2 マイナンバー利用のメリット

- 保護決定手続に係る事務手続の省力化、保護措置開始の迅速化
 - ・所得要件の判定に必要な各種書類の取得を省略
- 医療扶助のオンライン資格確認
 - ・医療券/調剤券の発行省略、医療機関での医療情報等の確認作業の簡略化

3 本条例改正（マイナンバー利用）による申請手続の変更イメージ



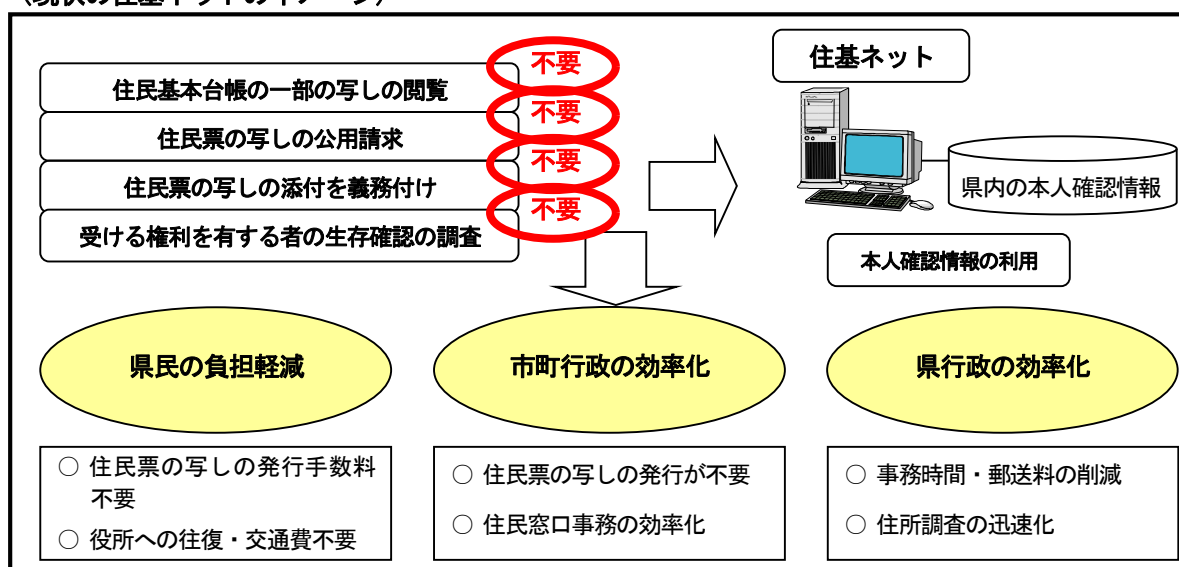
住基ネットの概要及びマイナンバー利用事務における本人確認措置について

(市町行財政課)

1 概要

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、全国の市町村が管理する住民基本台帳の情報のうち、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー*、住民票コード及び付随情報）を専用通信回線で結んだネットワークシステムであり、平成14年から稼動（※マイナンバーは平成27年10月から追加）
- ・ **都道府県知事は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）で定められた事務（以下「法定事務」という。）及び条例で定める事務については、住民票の写しの添付や現況届等に代えて、このシステムを利用し、市町村の区域を超えた本人確認事務を行うことが可能**

(現状の住基ネットのイメージ)



2 本県における住基ネット利用事務

- ・ 法定事務（住基法第30条の15第1項第1号及び第2項第1号）として、県税賦課徴収事務、建設業許可事務など73の事務で住基ネット利用が可能。（別紙2）
- ・ また、更なる県民の負担軽減や行政の効率化を目的に、住基法第30条の15第1項第2号等に基づく「静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「住基ネット利用条例」という。）を定め、屋外広告業登録など34事務で、住基ネットの利用を可能としている。（別紙3）

3 マイナンバー利用事務における本人確認措置

- ・ マイナンバーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）で定められた事務及び条例で定める事務（以下「マイナンバー利用事務」という。）に限り、個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用可能。
- ・ マイナンバー利用事務では、本人確認措置（マイナンバーの確認及び身元確認）が義務付けられているが、次の②の場合に住基ネットの利用を想定。（別紙4）

【本人確認措置の方法】

- ① マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写し
- ② **①が困難であると認められる場合は、住基ネットによる確認等**
※番号利用法で定められた事務については、住基法にもそれら事務が同様に規定されているため住基ネットの利用が可能

- ・ 本県では、令和5年2月議会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例」を改正し、マイナンバー独自利用事務を追加予定であることから、**上記②の場合への対応を可能とするため、同事務を住基ネット利用条例にも規定する**ものである。

参考：住基法の抜粋

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。

※教育委員会、監査委員、公安委員会

参考：番号利用法の抜粋

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。